

## 府中市附属機関の設置等に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会(以下「市長等」という。)の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則(第9条において「市規則等」という。)に定めるところにより、設置期間が1年未満の附属機関を置くことができる。

## (所掌事務)

第3条 前条第1項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

## (委員の定数)

第4条 第2条第1項に規定する附属機関の委員(臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。)の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

## (委員の任期)

第5条 第2条第1項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (臨時委員及び専門調査員)

第6条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第1項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

(部会)

第7条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 指定管理者候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| 男女共同参画推進協議会委員              | 日額 11,000円 |
| 市民協働推進会議委員                 | 日額 11,000円 |
| 市史編さん審議会委員                 | 日額 11,000円 |
| 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員 | 日額 11,000円 |
| 障害者計画推進協議会委員               | 日額 11,000円 |
| 障害者等地域自立支援協議会委員            | 日額 8,000円  |
| 保健計画推進協議会委員                | 日額 11,000円 |
| 特別支援教育協議会委員                | 日額 11,000円 |

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 特別支援教育協議会委員の項の次に次のように加える。

|                        |            |
|------------------------|------------|
| まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員 | 日額 11,000円 |
|------------------------|------------|

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 空家等対策協議会委員の項の次に次のように加える。

|               |            |
|---------------|------------|
| 文化振興計画検討協議会委員 | 日額 11,000円 |
|---------------|------------|

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 文化振興計画検討協議会委員の項の次に次のように加える。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 基地跡地留保土地利用計画検討協議会委員 | 日額 11,000円 |
| 行財政改革推進プラン検討協議会委員   | 日額 11,000円 |
| 都市・地域総合交通戦略検討協議会委員  | 日額 11,000円 |
| 緑の基本計画検討協議会委員       | 日額 11,000円 |
| 学校施設老朽化対策推進協議会委員    | 日額 11,000円 |

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の1 府中市長の附属機関の表の改正規定(同表府中市障害者計画推進協議会の項に係る部分並びに同表府中市文化振興計画検討協議会の項及び府中市都市・地域総合交通戦略検討協議会の項を削る部分に限る。)及び次項の規定(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)別表第1の改正規定のうち同表文化振興計画検討協議会委員の項及び都市・

地域総合交通戦略検討協議会委員の項を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 文化振興計画検討協議会委員の項及び都市・地域総合交通戦略検討協議会委員の項を削り、同表学校施設老朽化対策推進協議会委員の項の次に次のように加える。

|             |            |
|-------------|------------|
| 福祉計画検討協議会委員 | 日額 11,000円 |
|-------------|------------|

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の1府中市長の附属機関の表の改正規定(府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会の項を削る部分に限る。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 基地跡地留保地利用計画検討協議会委員の項を削る。

(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

- 3 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「保健計画推進協議会委員」を「保健計画・食育推進計画推進協議会委員」に改め、同表図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 商店街振興プラン検討協議会委員             | 日額 11,000円 |
| 観光振興プラン検討協議会委員              | 日額 11,000円 |
| 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会委員 | 日額 11,000円 |
| 地域公共交通協議会委員                 | 日額 11,000円 |
| スポーツ推進計画検討協議会委員             | 日額 11,000円 |
| 学校教育プラン検討協議会委員              | 日額 11,000円 |
| 学校適正規模・適正配置検討協議会委員          | 日額 11,000円 |

別表(第2条～第5条)

1 府中市長の附属機関

| 名称                          | 所掌事項   | 委員    |    |
|-----------------------------|--|-------|----|
|                             |  | 定数    | 任期 |
| 府中市男女共同参画推進協議会              | (1) 府中市男女共同参画計画の推進に関する事項<br>(2) 府中市男女共同参画センターの事業計画及び運営に関する事項<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項   | 12人以内 | 2年 |
| 府中市市民協働推進会議                 | 市民協働の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項  | 11人以内 | 2年 |
| 府中市市史編さん審議会                 | 市史の編さんに関する事項その他市長が必要と認める事項   | 10人以内 | 2年 |
| 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会 | (1) 府中市高齢者保健福祉計画の推進に関する事項<br>(2) 府中市介護保険事業計画の推進に関する事項<br>(3) 地域包括支援センターの運営状況の評価等に関する事項<br>(4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項<br>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 | 16人以内 | 3年 |
| 府中市障害者計画推進協議会               | (1) 府中市障害者計画の推進に関する事項<br>(2) 府中市障害福祉計画の推進に関する事項  | 18人以内 | 3年 |

|                         |   |       |    |
|-------------------------|---|-------|----|
|                         | (3) 府中市障害児福祉計画の推進に関する事項<br>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項                                   |       |    |
| 府中市障害者等地域自立支援協議会        | 障害者及び障害児への支援の体制の整備に関する事項その他市長が必要と認める事項  | 18人以内 | 2年 |
| 府中市保健計画・食育推進計画推進協議会     | (1) 府中市保健計画の推進に関する事項<br>(2) 府中市食育推進計画の推進に関する事項<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項            | 13人以内 | 2年 |
| 府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会 | まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項 | 12人以内 | 3年 |
| 府中市行財政改革推進プラン検討協議会      | 府中市行財政改革推進プランの案に関する事項その他市長が必要と認める事項   | 5人以内  | 1年 |
| 府中市緑の基本計画検討協議会          | 府中市緑の基本計画の案に関する事項その他市長が必要と認める事項   | 10人以内 | 2年 |
| 府中市福祉計画検討協議会            | 府中市福祉計画の案に関する事項その他市長が必要と認める事項   | 16人以内 | 2年 |
| 府中市商店街振興プラン検討協議会        | 府中市商店街振興プランの案に関する事項その他市長が必要と認める事項   | 9人以内  | 2年 |
| 府中市観光振興プラン              | 府中市観光振興プランの案に関する事項  | 15人以内 | 2年 |

|                              |   |       |    |
|------------------------------|---|-------|----|
| ン検討協議会                       | る事項その他市長が必要と認める事項   |       |    |
| 府中市市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく府中市市民会館・中央図書館複合施設に係る特定事業の選定及び民間事業者の選定に関する事項その他市長が必要と認める事項                | 7人以内  | 2年 |
| 府中市地域公共交通協議会                 | (1) 府中市地域公共交通網形成計画の推進に関する事項<br>(2) 地域住民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として利用される公共交通機関の運行に関する事項<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 | 20人以内 | 2年 |

## 2 府中市教育委員会の附属機関

| 名称                | 所掌事項  | 委員    |    |
|-------------------|---|-------|----|
|                   |   | 定数    | 任期 |
| 府中市特別支援教育協議会      | (1) 府中市特別支援教育推進計画の推進に関する事項<br>(2) 特別支援学級の設置等に関する事項<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 | 20人以内 | 1年 |
| 府中市学校施設老朽化対策推進協議会 | 市立学校の施設における老朽化対策の推進に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項  | 14人以内 | 2年 |
| 府中市スポーツ推進計画検討協議会  | 府中市スポーツ推進計画の案に関する事項その他教育委員会が必要  | 10人以内 | 2年 |

|                      |                                       |       |    |
|----------------------|---------------------------------------|-------|----|
|                      | と認める事項                                |       |    |
| 府中市学校教育プラン<br>ン検討協議会 | 府中市学校教育プランの案に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項   | 12人以内 | 2年 |
| 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会  | 市立学校の適正規模・適正配置に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項 | 12人以内 | 1年 |